

都市計画税の使途

都市計画税は、地方税法第 702 条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。その使途に基づく事業にかかる一般財源(市負担分)に充当しています。

《都市計画税の使途の状況》

都市計画税収入額 3,461,071千円

(単位：千円)

区 分	令和 2 年度 決算額	財 源 内 訳				一般財源 (市負担分) のうち 都市計画税 充当額	
		特 定 財 源			一般財源 (市負担分)		
		国県支出金	地方債	その他			
事業費等の内訳	街路事業	156,446	0	94,800	50	61,596	43,705
	公園事業	280,205	115,455	131,300	9,128	24,322	17,258
	土地区画整理等事業	278,637	58,123	122,100	162	98,252	69,714
	上記事業に係る地方債償還額	2,195,267	0	0	0	2,195,267	1,557,639
	下水道事業	2,498,441	0	0	0	2,498,441	1,772,755
合 計	5,408,996	173,578	348,200	9,340	4,877,878	3,461,071	